

作成日 2024/01/25

改訂日 2024/02/07

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

| | |
|-----------|--------------------------|
| 化学品の名称 | ユシロンアルファーガード AGB2000 |
| 製品コード | HG31100225-C |
| 整理番号 | G1A11120716-3 |
| 供給者の会社名称 | ユシロ化学工業株式会社 |
| 住所 | 146-8510 東京都大田区千鳥2-34-16 |
| 担当部門 | 研究開発部門 |
| 電話番号 | 0467-75-0175 |
| FAX番号 | 0467-75-0157 |
| 電子メールアドレス | GHS-info@yushiro.co.jp |
| 緊急連絡電話番号 | 0467-75-0175 |
| 推奨用途 | 業務用・床用艶出し剤 |

2. 危険有害性の要約

| | |
|-----------|--|
| 化学品のGHS分類 | 引火性液体 区分3 |
| 物理化学的危険性 | 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分2A |
| 健康有害性 | 特定標的臓器毒性（単回ばく露） 区分3（麻酔作用 気道刺激性） |
| | 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しない（分類対象外）か分類できない。 |

GHSラベル要素 絵表示



注意喚起語 危険有害性情報

注意書き 安全対策

応急措置

警告

H226 引火性液体及び蒸気
H319 強い眼刺激
H335 呼吸器への刺激のおそれ
H336 眠気又はめまいのおそれ

熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
(P210)

容器を密閉しておくこと。(P233)

容器を接地しアースをとること。(P240)

防爆型の電気機器/換気装置/照明機器を使用すること。(P241)

火花を発生させない工具を使用すること。(P242)

静電気放電に対する措置を講ずること。(P243)

ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。(P261)

取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)

屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。(P271)

保護手袋/保護眼鏡/保護面を着用すること。(P280)

皮膚又は髪に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)

吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)

眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けるこ

| | |
|----|--|
| | と。(P305+P351+P338) |
| | 気分が悪いときは医師に連絡すること。(P312) |
| | 眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。(P337+P313) |
| 保管 | 火災の場合：消火するために適切な消火剤を使用すること。(P370+P378) |
| | 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233) |
| | 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。(P403+P235) |
| 廃棄 | 施錠して保管すること。(P405) |
| | 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501) |

3. 組成及び成分情報

| | |
|-------------|----------------------|
| 化学物質・混合物の区別 | 混合物 |
| 化学名又は一般名 | ユシロンアルファーガード AGB2000 |

| 化学名又は一般名 | 濃度又は濃度範囲 | 化学式 | 官報公示整理番号 | | CAS番号 |
|----------|----------|-----|-----------|-----------|---------|
| | | | 化審法番号 | 安衛法番号 | |
| 各成分とも非公開 | 各成分とも非公開 | — | 各成分とも登録済み | 各成分とも登録済み | 各成分登録あり |

4. 応急措置

| | |
|-----------|---|
| 吸入した場合 | 新鮮な空気のある場所に移し、身体を毛布等で覆い、保温して安静に保ち、異常があれば医師の診断を受ける。 |
| 皮膚に付着した場合 | 触れた部分を水またはぬるま湯でよく洗い流す。外観に変化があるか、痛みが続く場合は、医師の診断を受ける。 |
| 眼に入った場合 | 直ちに清浄な流水で15分以上洗眼した後、眼科医の手当てを受ける。 |
| 飲み込んだ場合 | 直ちに口をすすぎ、コップ1～2杯の水または牛乳を飲ませた後、無理に吐かせないで、速やかに医師の診察を受ける。意識の無い場合は、口から何かを与えたり、無理に吐き出させたりせずに速やかに医師の診察を受ける。 |

5. 火災時の措置

| | |
|---------------------------------------|----------------------------|
| 火元への供給源を絶ち、炭酸ガスまたは粉末消火器を使用して風上から消火する。 | |
| 適切な消火剤 | 炭酸ガス、泡、粉末消火剤が有効である。 |
| 使ってはならない消火剤 | 情報なし |
| 消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置 | 消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。 |

6. 漏出時の措置

| | |
|--|------|
| 大量の場合、漏出した場所の周辺にはロープを張るなどして人の立ち入りを禁止し、付近の着火源となるものを速やかに取り除く。盛土等で囲って流出を防ぎ、できるだけ多くバケツ、ポンプ等で回収する。回収したものは、化学品廃棄容器に入れる。作業の際には必ず保護具を着用する。 | |
| 土砂、おがくず、ウエス等に吸収させて空容器に回収する。 | |
| 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 | 情報なし |
| 環境に対する注意事項 | 情報なし |
| 封じ込め及び浄化の方法及び機材 | 情報なし |

7. 取扱い及び保管上の注意

| | |
|-----|---|
| 取扱い | 眼や皮膚に触れないように注意し、取扱う際には保護眼鏡、保護手袋等の適切な保護具を着用する。 |
| | ミスト又は蒸気を吸入すると気分が悪くなることもある。取扱いは通気の良いところで行い、呼吸用保護具を使用する等してミスト又は蒸気を吸入しないようにする。 |
| | 取扱う際には火炎、火花、高温体あるいは強酸化剤との接触、接近を避ける。 |

| | |
|---|---|
| <p>安全取扱注意事項</p> <p>保管</p> | <p>火気厳禁</p> <p>静電気、衝撃火花、高温体などによる着火源の生じないように注意する。誤飲の恐れのある容器に入れないでください。</p> <p>密閉した容器に入れ、5°C-40°Cの直射日光、降雨の当たらない場所に、火気、熱源より遠ざけて保管する。</p> <p>酸化性物質、有機過酸化化物など同一場所に保管してはならない。</p> |
|---|---|

8. ばく露防止及び保護措置

| | |
|--|--|
| <p>管理濃度</p> <p>設備対策</p> | <p>設定されていない。</p> <p>全体換気又は局所排気装置を設置・使用する。</p> <p>取扱い場所の近くに安全シャワー、手洗いの設備を設けその位置を明示する。</p> |
| <p>保護具</p> <p>呼吸用保護具</p> <p>手の保護具</p> <p>眼、顔面の保護具</p> <p>皮膚及び身体の保護具</p> | <p>状況に応じて下記保護具を使用する。</p> <p>飛沫を生じる場合は保護マスクを着用する。</p> <p>ゴム製またはプラスチック製保護手袋を着用する。</p> <p>顔面用の保護具を着用すること。</p> <p>飛沫が飛ぶ場合はゴーグル型眼鏡又は防災面を着用する。</p> <p>長袖作業衣を着用する。濡れた衣類は直ちに脱ぎ、完全に洗浄してから再使用する。</p> <p>スリッパ防止効果の高い安全靴を着用する。</p> |

9. 物理的及び化学的性質

| | |
|-------------------|--------------|
| 物理状態 | 液体 |
| 形状 | 液体 |
| 色 | 無色透明 |
| 臭い | 特異臭 |
| 融点／凝固点 | データなし |
| 沸点又は初留点及び沸点範囲 | データなし |
| 可燃性 | データなし |
| 爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界 | データなし |
| 引火点 | 50°C (セタ密閉式) |
| 自然発火点 | データなし |
| 分解温度 | データなし |
| pH | データなし |
| 動粘度 | データなし |
| 溶解度 | データなし |
| n-オクタノール／水分配係数 | データなし |
| 蒸気圧 | データなし |
| 密度及び／又は相対密度 | データなし |
| 相対ガス密度 | データなし |
| 粒子特性 | データなし |
| その他のデータ | 不揮発分80±1% |

10. 安定性及び反応性

| | |
|--|---|
| <p>反応性</p> <p>化学的安定性</p> <p>危険有害反応可能性</p> <p>避けるべき条件</p> <p>混触危険物質</p> <p>危険有害な分解生成物</p> | <p>情報なし</p> <p>通常の手扱いにおいては安定である。</p> <p>通常の手扱いにおいては安定である。</p> <p>7項を参照</p> <p>高温の物体、火花、裸火、静電気火花。</p> <p>強酸化剤との接触は避ける</p> <p>燃焼の際は、一酸化炭素、二酸化炭素などが生成される可能性がある</p> |
|--|---|

11. 有害性情報

急性毒性

| | |
|------------------|-------------------------|
| 経口 | 分類できない |
| 経皮 | 分類できない |
| 吸入 | 蒸気-分類できない ミスト-分類できない |
| 皮膚腐食性/刺激性 | 分類できない |
| 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 | 区分2A |
| 呼吸器感作性 | 分類できない |
| 皮膚感作性 | 分類できない |
| 生殖細胞変異原性 | 分類できない |
| 発がん性 | 分類できない |
| 生殖毒性 | 分類できない |
| 特定標的臓器毒性 (単回ばく露) | 区分3(麻酔作用、気道刺激性) |
| 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) | 分類できない |
| 誤えん有害性 | 分類できない |

1 2. 環境影響情報

| | |
|-----------------|--------|
| 水生環境有害性 短期 (急性) | 分類できない |
| 水生環境有害性 長期 (慢性) | 分類できない |
| 生態毒性 | データなし |
| 残留性・分解性 | データなし |
| 生体蓄積性 | データなし |
| 土壤中の移動性 | データなし |
| オゾン層への有害性 | 分類できない |

1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物、廃容器は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い適正に処理する。

残余廃棄物は事業者が自ら処理するか、又は都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理をする。

廃容器に圧力をかけると破裂することがある。

1 4. 輸送上の注意

国際規制

| | |
|----------------------|--------------------------|
| 海上規制情報 | I M Oの規定に従う。 |
| UN No. | 1866 |
| Proper Shipping Name | RESIN SOLUTION |
| Class | 3 |
| Packing Group | III |
| 航空規制情報 | I C A O / I A T Aの規定に従う。 |
| UN No. | 1866 |
| Proper Shipping Name | RESIN SOLUTION |
| Class | 3 |
| Packing Group | III |

国内規制

| | |
|--------|--------------|
| 海上規制情報 | 船舶安全法の規定に従う。 |
| 国連番号 | 1866 |
| 品名 | 樹脂液 |
| 国連分類 | 3 |
| 容器等級 | III |
| 航空規制情報 | 航空法の規定に従う。 |
| 国連番号 | 1866 |
| 品名 | 樹脂液 |
| 国連分類 | 3 |

| | |
|-----------------------|---|
| <p>等級 特別の安全対策</p> | <p>III 容器に漏れあるいはその恐れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷の無いよう積み込み荷崩れの防止を確実に行う。取扱い及び保管上の注意事項の記載による他、該当法規に従って貯蔵、取扱い、荷造り、包装、輸送を行うこと。</p> |
| <p>緊急時応急措置指針番号</p> | <p>127</p> |

15. 適用法令

| | |
|--|---|
| <p>労働安全衛生法 毒物及び劇物取締法 化学物質排出把握管理促進法（非該当 P R T R法） 消防法 船舶安全法 航空法 港則法</p> | <p>危険物・引火性の物（施行令別表第1第4号） 非該当 第4類 第二石油類（非水溶性） 引火性液体類（危規則第3条危険物告示別表第1） 引火性液体（施行規則第194条危険物告示別表第1） その他の危険物・引火性液体類（法第20条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表）</p> |
| <p>水質汚濁防止法</p> | <p>油分排出規制（5mg/L 許容濃度 ノルマルヘキサン抽出物として検出される）</p> |
| <p>下水道法</p> | <p>鉱油類排出規制（5mg/L 許容濃度）</p> |
| <p>廃棄物の処理および清掃に関する法律</p> | <p>産業廃棄物規制（拡散・流出の禁止）</p> |
| <p>海洋汚染防止法</p> | <p>油分排出規制</p> |

16. その他の情報

この情報は新しい知見に基づき改正されることがあります。記載情報は現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、物理・化学的性質、危険・有害性に関しては、いかなる保証をなすものではありません。すべての化学品には未知の有害性があるため取扱いには細心の注意が必要です。また、注意事項は通常の実施を前提としたものであり、特殊な取扱いの場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用ください。

| | |
|------------|---|
| <p>連絡先</p> | <p>住所 〒253-0193 神奈川県高座郡寒川町田端1580番地 ユシロ化学工業株式会社 担当部門 研究開発部門 電話番号 0467-75-0175 FAX番号 0467-75-0157 メールアドレス GHS-info@yushiro.co.jp 緊急連絡先 0467-75-0175</p> |
|------------|---|

| | |
|-------------|---|
| <p>参考文献</p> | <p>1) JIS Z 7253(2019) 2) GHS対応ガイドライン ラベル及び表示・安全データシート作成指針 一般社団法人 日本化学工業協会(2019年6月) 3) 許容濃度の勧告(2019) 日本産業衛生学会 産業衛生学雑誌 4) Thresholds limit values for chemical substances and physical agents and biological exposure indices, ACGIH(2016)</p> |
|-------------|---|

| | |
|------------|--|
| <p>その他</p> | <p>学校環境衛生の基準(平成21年3月31日)による以下の物質は使用していません。 ・ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物 (ホルムアルデヒド、パラジクロロベンゼン、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン) 室内濃度に関する指針値(2002年1月22日)による以下の物質は使用していません。 ・厚生労働省；個別物質の室内濃度指針値が示された13物質 (ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン、クロルピリホス、フタル酸ジ-n-ブチル、テトラデカン、フタル酸ジ-2-エチルヘキシン)</p> |
|------------|--|

ル、ダイアジノン、アセトアルデヒド、フェノブカルブ)

『本SDSは、2024年1月1日から施行される労働安全衛生法改正省令（令和5年厚生労働省省令第70号）に準拠して作成されています』

『本SDSは、2024年4月1日から施行される労働安全衛生法改正政令（令和4年政令第51号）に準拠して作成されています』